

第3期南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略策定業務
仕様書

令和7年4月

南 城 市

第3期南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略策定業務仕様書

1 業務名

第3期南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略策定業務

2 業務の目的

本業務は、令和3(2021)年3月に策定した「第2期南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略」の計画期間が令和7年度で終了となることから、地方創生の更なる充実、強化に向け、切れ目なく取り組みを進めるとともに、社会経済情勢や本市を取り巻く課題等を踏まえ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び沖縄県の総合戦略、南城市デジタル田園都市構想を勘案のうえ、令和8年度を初年度とする「第3期南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略」(以下「第3期総合戦略」という。)を策定することを目的とする。

また、第2期南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略(以下「第2期総合戦略」という。)の最終効果検証をまとめ、第3期総合戦略に反映させ、本市において考えられる地域の個性や魅力を活かした地域ビジョン(地域が目指すべき理想像)を構築した上で、新たなまちづくりの指針となる第3期総合戦略を策定する。

3 計画期間

令和8年度から令和12年度(5か年)

4 適用範囲

本仕様書は、南城市(以下、「甲」という。)が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者(以下、「乙」という。)が履行しなければならない事項を定めたものである。

5 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日の翌日から令和8年3月31日までとする。

6 業務内容

本市の最上位計画である総合計画との一体性と実効性を一層高めるため、次期南城市総合計画策定においては、今回策定する第3期総合戦略の要素を総合計画に盛り込み、両計画を一体化(統合)することを視野に入れて検討している。企画提案に当たっては、このことも考慮し作成することとする。

なお、本業務の内容は、概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、第3期総合戦略の策定に最小限必要な事項を示すものであり、本仕様書に記載のない事項については、「地方版総合戦略の策定・効果検証の手引き」(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)を参

照するものとする。

(1) 基礎調査

① 市の現況把握及び構造の分析

市及び県等の既存資料(各種計画書等)の収集・分析整理し、計画策定の基礎とするものとする。

② 住民アンケート調査等の実施と報告書の作成

住民を対象に住民意識調査(第2期総合戦略に掲げる項目等)、アンケート調査は必須とし、調査の実施、回答者の負担軽減及び回収率の向上のための工夫等は提案によるものとする。調査手法や調査対象の年齢層・居住地域等について、具体的な提案内容を含めるものとする。

なお、郵送(返信含む)にかかる費用(封筒の作成、印刷に要する費用含む)も本委託費に含めるものとする。

また、単純集計のほか、性別・年齢別、地域別等の必要なクロス集計、自由回答の取りまとめも含めて行い、現状や課題などを抽出・把握、第3期総合戦略の策定のための基礎資料とすることを目的に報告書として取りまとめる。

(2) 市民意識調査

① 市民意識調査の実施(各種団体5団体程度ヒアリングを実施)

② 市民意識調査の結果の整理、分析

(3) 第2期総合戦略の達成状況の確認

第2期総合戦略の具体的な取組の進捗状況や基本目標及び重要業績評価指標(KPI)等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証するために調査を実施し、調査結果のとりまとめを行うとともに、第3期総合戦略への反映を行うものとする。また、関連計画等の整理を行い、整合を図る。達成状況の確認にあたっては、必要に応じて各課ヒアリングを実施するものとする。

(4) 第3期総合戦略の策定支援

人口ビジョンや第2期総合戦略の項目等の分析結果を踏まえ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び沖縄県の総合戦略、南城市デジタル田園都市構想を勘案のうえ、本市の実情や地域特性に応じた今後の施策の基本方向、具体的な施策及び重要な施策の策定、重要業績評価指標(KPI)の策定を支援すること。また、その他に必要な事項については、積極的な提案を行うものとする。

ア) 基本的方向の検討・策定

各基本目標における政策分野ごとに、基本目標の達成に向けて講ずべき政策の基本方向の

検討・策定

イ) 具体的な施策の策定及び重要業績評価指標(KPI)の検討・設定

政策分野ごとに実施する施策及び施策実施の効果検証のための客観的な重要業績評価指標(KPI)の検討・設定

(5) 第3期総合戦略(概要版)の策定

第3期総合戦略を分かりやすく伝える概要版を作成するものとする。必要な要素や整理の仕方など、構成案等を適宜調整の上、策定するものとする。

(6) 検討組織の運営支援等

ア) 南城市創生推進会議(令和2年11月13日訓令第22号。以下「推進会議」という。)(5回開催予定)

南城市創生戦略外部検証委員会(平成29年12月21日規則第20号)における委員候補者の提案および推進会議の資料作成に加え、会議への出席や意見の取りまとめ、議事録(要旨録)の作成を行うものとする。

※ 委員の報酬費・費用弁償費は、本委託費の中に含まない。

イ) 創生推進本部会議(令和元年11月25日訓令第44号。以下「本部会議」という。)(5回開催予定)

本部会議(市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、本部員を部長職で構成する組織)に参加するとともに、運営支援や、会議資料及び議事録(要旨録)の作成並びに意見の取りまとめとその結果の計画への反映の検討等を行うものとする。

ウ) 庁内検討組織(部会・ワーキングチーム)(3回程度)

第3期総合戦略における意見の聴取、内容の審議等を行うとともに、第2期総合戦略における達成度合いの検証及び見直し提言等を行うものとする。この庁内検討組織に参加するとともに、庁内検討組織の運営支援や、会議資料及び議事録(要旨録)の作成並びに意見の取りまとめとその結果の計画への反映の検討等を行うものとする。

エ) 各課ヒアリングの実施

第2期総合戦略の達成状況及び第3期総合戦略に示す今後の施策・事業等に対する関係各課に対する事前簡易調書及びヒアリングを実施するものとする。

オ) ワークショップ等の運営支援

市民参画の一環として、第3期総合戦略の戦略的、重点的な取り組みについて、市民とともに

考えるためのワークショップや意見交換会などを実施するものとする。実施に際しては、必要な支援(企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等)を行うものとする。

- ① 開催回数:2回以上
- ② 開催場所:市有施設等で実施

カ)パブリックコメント等の実施支援

第3期総合戦略のパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見等への対応案の作成などを行うものとする。また、議会報告等に関する資料の作成を行うものとする。

(7)協議・打合せ

本業務に関する打合せ協議は5回程度とする。ただし、協議の上必要に応じて随時実施するものとする。

(8)その他必要な業務

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、提出に当たっては、PDFデータのほか、発注者において編集や活用が可能な電子データファイル形式(ワード、エクセル)とし、CD-R等の媒体に格納して提出すること。

なお、本業務における成果品の著作権、著作権等の一切の権利は発注者に帰属するものとする。また、成果品の納品場所は、南城市役所企画部企画調整課とする。

- (1)各種会議議事録 (A4版 1部)
- (2)基礎調査報告書 (A4版 1部)
- (3)第2期総合戦略効果検証報告書 (A4版 1部)
- (4)第3期総合戦略 (A4版 1部)
- (5)概要版(A4版 1部)
- (6)上記(1)~(5)の電子データ(CD-R) 一式
- (7)その他関係資料、電子データ(CD-R) 一式